



許可番号 第03596002042号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
氏 名 共英製鋼株式会社
代表取締役 廣富 靖以

公開用

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 平成30年 3月 4日

許可の有効年月日 平成35年 3月 3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (焼却・溶融)

最終処分 (埋立処分)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

裏面のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

焼却・溶融 設置場所: 山口県山陽小野田市大字小野田6289番18、設置年月日: 昭和48年12月25日
(2基) 処理能力: 460t/日 (24時間)

設置場所: 山口県山陽小野田市大字小野田6289番161、設置年月日: 平成16年2月19日
処理能力: 56t/日 (24時間) <燃え殻>、59m³/日 (24時間) <汚泥>、
74m³/日 (24時間) <廃油>、72t/日 (24時間) <廃酸、廃アルカリ>、
38t/日 (24時間) <鉍さい>、50t/日 (24時間) <ばいじん、13号廃棄物>、
69t/日 (24時間) <感染性産業廃棄物>、40t/日 (24時間) <廃石綿等>

許可年月日: 平成15年3月27日、許可番号: 第99号の18

管理型最終処分場 設置場所: 山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番18
設置年月日: 平成16年4月25日、埋立面積: 84,008m²、埋立容量: 495,062.1m³
許可年月日: 平成15年3月27日、許可番号: 第99号の17

設置場所: 山口県山陽小野田市大字小野田字末広7525番19、7525番30
設置年月日: 平成9年7月8日、埋立面積: 85,185m²、埋立容量: 502,440m³
許可年月日: 平成19年2月23日、許可番号: 第16号の17

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年4月 9日 更新許可

平成30年6月14日 変更届 (管理型最終処分場の埋立容量の変更 (変更前: 416,894m³))

平成30年7月11日 変更届 (代表者の変更 (変更前: 森光廣))

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特別管理産業廃棄物の種類

焼却・溶融：燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンソルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジチオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンソルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンソルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉍さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（輸入された集じんばいじん又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

13号廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンソルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上 10 種類

埋立処分：廃石綿等

以上 1 種類